

取適法施行等を踏まえた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正に係る説明会のお知らせについて

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和8年1月1日に施行され、「下請代金支払遅延等防止法」が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法通称：取適法）に改められたこと等を踏まえて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が改正されたことについては、当会ホームページ（令和8年1月14日付）にてお知らせしたところです。

今般、国土交通省より、改正された当該指針に係る説明会を開催する旨、別添のとおり、情報提供がありましたので、お知らせいたします。

記

<開催概要>

開催日時：3月18日（水）14:00~14:30（30分間）

開催形式：オンライン（定員2,000人（先着）、1組織（会社）あたり1名まで）

申込方法：説明会参加用フォームより回答

<https://forms.office.com/r/05sk3ZLnC7>

申込期限：3月11日（水）18:00

※期限より早く申込定員に達した場合、申込を締め切ります。（フォームを閉鎖）

<注意事項>

説明会参加用フォームの回答にあたっては「6.貴社の国土交通省における担当部局」を選択する欄がありますが、「物流・自動車局」を必ず選択してください。

関係各位

別添

令和8年2月27日

国土交通省総合政策局政策課

取適法施行等を踏まえた労務費転嫁指針の改正説明会のご案内

公正取引委員会と内閣官房では、令和8年1月1日付で労務費転嫁指針を改正いたしました。今回の改正では、

- ① 同指針策定後の調査結果等を踏まえた「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」の追加
- ② 令和8年1月1日に施行された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部改正法」に対応した記載内容の見直しの2点を中心に所要の修正が行われております。つきましては、改正内容についての説明会を開催させていただきますので、御多忙のところ恐れ入りますが、御出席を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。なお、同指針の改正内容については、以下の公正取引委員会HPをご覧ください。

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

記

1. 開催日時：令和8年3月18日（水）14時00分～14時30分
2. 開催方法：Microsoft Teamsにより、オンラインにて開催いたします。
※説明会の前日を目途に、説明会参加用URLを参加希望者の皆様にお送りさせていただきます。予定です。
3. 参加方法：下記の登録フォームより、必要事項のご登録をお願いいたします。
なお、フォームにて事前にいただいた質問から数問程度、当日の説明会で
お答えをいたします。（申込締切：3月11日（水）18時迄）
<https://forms.office.com/r/05sk3ZLnC7>
4. 説明資料：説明会の前日を目途に、参加希望者の皆様にお送りさせていただきます。予定です。
5. 議事次第：
 - < i > 開会の挨拶（国土交通省総合政策局政策課）
 - < ii > 公正取引委員会より労務費転嫁指針の改正内容の説明
 - < iii > 事前質問について回答